

投資被害110番のご案内

相 談 無 料

(※通話料はご負担ください)

事前予約不要

投資被害については、投資家が**自己責任**であると考え、弁護士への相談に至らない「**潜在的被害者**」が相当数存在することが予想されます。当会においても、専門対応窓口を設置し、積極的に周知することで、「**潜在的被害者**」の弁護士へのアクセスを充実させる必要があると考えております。

そこで、当会におきまして、投資被害への**110番窓口**を月一回開催することとなりました(2021年3月迄)。

実施日時：毎月**第3金曜日** 10時～16時

※相談日が祝日となる場合、翌週の実施となります。

相談方法：ご相談者様よりお電話ください。

金沢弁護士会 (076-221-0242)

※投資被害110番宛てとお伝えください。

金沢弁護士会(〒920-0937 石川県金沢市丸の内7番36号)